

尾張北部環境組合障害者活躍推進計画の令和7年度実施状況

1. 目標に対する達成度	○「採用に関する目標」該当なし ○「定着に関する目標」該当なし
2. 取組内容の実施状況	○障害者雇用推進者に総務課長を充て、障害のある職員の相談窓口を総務課総務グループに設置。 ○障害者である職員の相談窓口の設置として総務課総務グループにて対応。 ○総務グループの主幹が、労働局開催の公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した。
3. ロールモデルとなる障害者の事例	該当職員なし
4. 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	○「定着に関する目標」については、職員数が9名（派遣職員＋会計年度任用職員）であるため、数値目標は未設定。 ○障害者である職員がいないため、「負担なく遂行できる職務の選定」及び「人事評価面談の際の必要な配慮等」については、実施なし。 ○労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講した職員（令和7年度受講）を配置。 ○「新ごみ処理施設の整備」について、障害者の移動面並びに施設の利用の上の利便面及び安全面に配慮した内容を含む契約に基づき事業を継続実施。 ○「障害者就労施設等への発注」については、購入する対象物品がないため、発注実績なし。 ○「採用に関する目標」及び「障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理」の募集・採用については、会計年度任用職員を雇用更新したため、募集を行わず、該当なし。
5. 計画の見直し・修正	計画期間の見直しを実施。